

1 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

項 目	内 容	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	合計
埋立物及び種類	溶融飛灰処理物	119.88t	207.55t	111.08t	204.79t	111.36t	117.66t	190.85t	155.43t	107.11t	182.01t	86.11t	138.09t	1,731.92t
	脱水汚泥	3.22t	2.82t	3.32t	0.00t	2.55t	0.00t	1.84t	0.00t	2.76t	2.76t	0.00t	2.56t	21.83t
	合計	123.10t	210.37t	114.40t	204.79t	113.91t	117.66t	192.69t	155.43t	109.87t	184.77t	86.11t	140.65t	1,753.75t

2 擁壁等及び遮水工、調整池の点検

擁壁等の点検	点 検 日	R6.4.29	R6.5.31	R6.6.26	R6.7.31	R6.8.30	R6.9.30	R6.10.30	R6.11.29	R6.12.30	R7.1.30	R7.2.28	R7.3.31
	点検結果	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし
遮水工の点検	点 検 日	R6.4.29	R6.5.31	R6.6.26	R6.7.31	R6.8.30	R6.9.30	R6.10.30	R6.11.29	R6.12.30	R7.1.30	R7.2.28	R7.3.31
	点検結果	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし
調整池の点検	点 検 日	R6.4.29	R6.5.31	R6.6.26	R6.7.31	R6.8.30	R6.9.30	R6.10.30	R6.11.29	R6.12.30	R7.1.30	R7.2.28	R7.3.31
	点検結果	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし
損壊又は遮水効果が低下する恐れがある場合、措置を講じた年月日及びその内容													

3 浸出液処理設備及び導水管等の点検

浸出液処理設備 の点検	点 検 日	R6.4.29	R6.5.31	R6.6.26	R6.7.31	R6.8.30	R6.9.30	R6.10.30	R6.11.29	R6.12.30	R7.1.30	R7.2.28	R7.3.31
	点検結果	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし
導水管等の点検	点 検 日	R6.4.29	R6.5.31	R6.6.26	R6.7.31	R6.8.30	R6.9.30	R6.10.30	R6.11.29	R6.12.30	R7.1.30	R7.2.28	R7.3.31
	点検結果	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし	異状なし
浸出液処理設備の機能及び導水管等の防凍措置に異状がある場合、措置を講じた年月日及びその内容													

4 残余埋立容量の測定

残余埋立容量 の測定	測 定 日	R7.3.20
	測定結果	29515m³

令和6年度 東総地区最終処分場（一般廃棄物最終処分場）の水質検査結果

令和7年3月末現在

表1 上流側モニタリング井戸（上総層）

検 査 項 目	単位	基準値	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
採 取 日	—	—	R6. 4. 11	R6. 5. 1	R6. 6. 5	R6. 7. 3	R6. 8. 5	R6. 9. 4	R6. 10. 2	R6. 11. 6	R6. 12. 4	R7. 1. 8	R7. 2. 5	R7. 3. 5
結果が得られた日	—	—	R6. 4. 18	R6. 5. 14	R6. 6. 13	R6. 7. 12	R6. 8. 20	R6. 9. 13	R6. 10. 10	R6. 11. 14	R6. 12. 12	R7. 1. 20	R7. 2. 17	R7. 3. 14
No.1 電気伝導率	ms/m	—	24	22	23	23	24	23	22	24	23	24	23	22
2 塩化物イオン濃度	mg/ℓ	—	20	19	20	20	20	20	21	19	19	20	21	20
3 アルキル水銀	mg/ℓ	検出されないこと											不検出	
4 総水銀	mg/ℓ	0.0005以下											0.00005未満	
5 カドミウム	mg/ℓ	0.003以下											0.0003未満	
6 鉛	mg/ℓ	0.01以下											0.001未満	
7 六価クロム	mg/ℓ	0.02以下											0.005未満	
8 砒素	mg/ℓ	0.01以下											0.001	
9 全シアン	mg/ℓ	検出されないこと											不検出	
10 ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	検出されないこと											不検出	
11 トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.01以下											0.001未満	
12 テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.01以下											0.001未満	
13 ジクロロメタン	mg/ℓ	0.02以下											0.002未満	
14 四塩化炭素	mg/ℓ	0.002以下											0.0002未満	
15 1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.004以下											0.0004未満	
16 1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.1以下											0.01未満	
17 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.04以下											0.004未満	
18 1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	1以下											0.0005未満	
19 1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.006以下											0.0006未満	
20 1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.002以下											0.0002未満	
21 チウラム	mg/ℓ	0.006以下											0.0006未満	
22 シマジン	mg/ℓ	0.003以下											0.0003未満	
23 チオベンカルブ	mg/ℓ	0.02以下											0.002未満	
24 ベンゼン	mg/ℓ	0.01以下											0.001未満	
25 セレン	mg/ℓ	0.01以下											0.001未満	
26 1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.05以下											0.005未満	
27 クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	mg/ℓ	0.002以下											0.0002未満	
結果が得られた日	—	—											R7. 3. 3	
28 ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	1以下											0.017	
水質悪化が認められた場合、措置を講じた年月日及びその内容														

※法定検査頻度 No. 1又は2：月1回以上、No. 3～28：年1回以上

令和6年度 東総地区最終処分場（一般廃棄物最終処分場）の水質検査結果

令和7年3月末現在

表2 上流側モニタリング井戸（下総層）

検 査 項 目	単位	基準値	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
採 取 日	—	—	R6. 4. 11	R6. 5. 1	R6. 6. 5	R6. 7. 3	R6. 8. 5	R6. 9. 4	R6. 10. 2	R6. 11. 6	R6. 12. 4	R7. 1. 8	R7. 2. 5	R7. 3. 5
結果が得られた日	—	—	R6. 4. 18	R6. 5. 14	R6. 6. 13	R6. 7. 12	R6. 8. 20	R6. 9. 13	R6. 10. 10	R6. 11. 14	R6. 12. 12	R7. 1. 20	R7. 2. 17	R7. 3. 14
No.1 電気伝導率	ms/m	—	67	70	79	78	84	86	73	71	67	65	68	66
2 塩化物イオン濃度	mg/ℓ	—	29	30	33	33	34	35	31	26	27	29	29	25
3 アルキル水銀	mg/ℓ	検出されないこと											不検出	
4 総水銀	mg/ℓ	0. 0005以下											0. 00005未満	
5 カドミウム	mg/ℓ	0. 003以下											0. 0003未満	
6 鉛	mg/ℓ	0. 01以下											0. 001未満	
7 六価クロム	mg/ℓ	0. 02以下											0. 005未満	
8 砒素	mg/ℓ	0. 01以下											0. 001未満	
9 全シアン	mg/ℓ	検出されないこと											不検出	
10 ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	検出されないこと											不検出	
11 トリクロロエチレン	mg/ℓ	0. 01以下											0. 001未満	
12 テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0. 01以下											0. 001未満	
13 ジクロロメタン	mg/ℓ	0. 02以下											0. 002未満	
14 四塩化炭素	mg/ℓ	0. 002以下											0. 0002未満	
15 1, 2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0. 004以下											0. 0004未満	
16 1, 1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0. 1以下											0. 01未満	
17 シス-1, 2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0. 04以下											0. 004未満	
18 1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/ℓ	1以下											0. 0005未満	
19 1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0. 006以下											0. 0006未満	
20 1, 3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0. 002以下											0. 0002未満	
21 チウラム	mg/ℓ	0. 006以下											0. 0006未満	
22 シマジン	mg/ℓ	0. 003以下											0. 0003未満	
23 チオベンカルブ	mg/ℓ	0. 02以下											0. 002未満	
24 ベンゼン	mg/ℓ	0. 01以下											0. 001未満	
25 セレン	mg/ℓ	0. 01以下											0. 002	
26 1, 4-ジオキサン	mg/ℓ	0. 05以下											0. 005未満	
27 クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	mg/ℓ	0. 002以下											0. 0002未満	
結果が得られた日	—	—											R7. 3. 3	
28 ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	1以下											0. 013	
水質悪化が認められた場合、措置を講じた年月日及びその内容														

※法定検査頻度 No. 1又は2：月1回以上、No. 3～28：年1回以上

令和6年度 東総地区最終処分場（一般廃棄物最終処分場）の水質検査結果

令和7年3月末現在

表3 下流側モニタリング井戸（上総層）

検 査 項 目	単位	基準値	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
採 取 日	—	—	R6. 4. 11	R6. 5. 1	R6. 6. 5	R6. 7. 3	R6. 8. 5	R6. 9. 4	R6. 10. 2	R6. 11. 6	R6. 12. 4	R7. 1. 8	R7. 2. 5	R7. 3. 5
結果が得られた日	—	—	R6. 4. 18	R6. 5. 14	R6. 6. 13	R6. 7. 12	R6. 8. 20	R6. 9. 13	R6. 10. 10	R6. 11. 14	R6. 12. 12	R7. 1. 20	R7. 2. 17	R7. 3. 14
No.1 電気伝導率	ms/m	—	44	44	45	45	47	46	45	45	45	46	46	45
2 塩化物イオン濃度	mg/ℓ	—	33	33	32	32	33	32	31	28	31	29	31	29
3 アルキル水銀	mg/ℓ	検出されないこと											不検出	
4 総水銀	mg/ℓ	0.0005以下											0.00005未満	
5 カドミウム	mg/ℓ	0.003以下											0.0003未満	
6 鉛	mg/ℓ	0.01以下											0.001未満	
7 六価クロム	mg/ℓ	0.02以下											0.005未満	
8 砒素	mg/ℓ	0.01以下											0.001	
9 全シアン	mg/ℓ	検出されないこと											不検出	
10 ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	検出されないこと											不検出	
11 トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.01以下											0.001未満	
12 テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.01以下											0.001未満	
13 ジクロロメタン	mg/ℓ	0.02以下											0.002未満	
14 四塩化炭素	mg/ℓ	0.002以下											0.0002未満	
15 1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.004以下											0.0004未満	
16 1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.1以下											0.01未満	
17 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.04以下											0.004未満	
18 1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	1以下											0.0005未満	
19 1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.006以下											0.0006未満	
20 1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.002以下											0.0002未満	
21 チウラム	mg/ℓ	0.006以下											0.0006未満	
22 シマジン	mg/ℓ	0.003以下											0.0003未満	
23 チオベンカルブ	mg/ℓ	0.02以下											0.002未満	
24 ベンゼン	mg/ℓ	0.01以下											0.001未満	
25 セレン	mg/ℓ	0.01以下											0.001未満	
26 1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.05以下											0.005未満	
27 クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	mg/ℓ	0.002以下											0.0002未満	
結果が得られた日	—	—											R7. 3. 3	
28 ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	1以下											0.026	
水質悪化が認められた場合、措置を講じた年月日及びその内容														

※法定検査頻度 No. 1又は2：月1回以上、No. 3～28：年1回以上

令和6年度 東総地区最終処分場（一般廃棄物最終処分場）の水質検査結果

令和7年3月末現在

表4 地下水集水ピット（下総層）

検 査 項 目	単位	基準値	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
採 取 日	—	—	R6. 4. 11	R6. 5. 1	R6. 6. 5	R6. 7. 3	R6. 8. 5	R6. 9. 4	R6. 10. 2	R6. 11. 6	R6. 12. 4	R7. 1. 8	R7. 2. 5	R7. 3. 5
結果が得られた日	—	—	R6. 4. 18	R6. 5. 14	R6. 6. 13	R6. 7. 12	R6. 8. 20	R6. 9. 13	R6. 10. 10	R6. 11. 14	R6. 12. 12	R7. 1. 20	R7. 2. 17	R7. 3. 14
No.1 電気伝導率	ms/m	—	67	63	67	68	70	67	67	65	65	65	62	59
2 塩化物イオン濃度	mg/ℓ	—	41	27	32	31	28	28	29	27	26	26	25	25
3 アルキル水銀	mg/ℓ	検出されないこと											不検出	
4 総水銀	mg/ℓ	0.0005以下											0.00005未満	
5 カドミウム	mg/ℓ	0.003以下											0.0003未満	
6 鉛	mg/ℓ	0.01以下											0.001未満	
7 六価クロム	mg/ℓ	0.02以下											0.005未満	
8 砒素	mg/ℓ	0.01以下											0.001未満	
9 全シアン	mg/ℓ	検出されないこと											不検出	
10 ポリ塩化ビフェニル	mg/ℓ	検出されないこと											不検出	
11 トリクロロエチレン	mg/ℓ	0.01以下											0.001未満	
12 テトラクロロエチレン	mg/ℓ	0.01以下											0.001未満	
13 ジクロロメタン	mg/ℓ	0.02以下											0.002未満	
14 四塩化炭素	mg/ℓ	0.002以下											0.0002未満	
15 1,2-ジクロロエタン	mg/ℓ	0.004以下											0.0004未満	
16 1,1-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.1以下											0.01未満	
17 シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/ℓ	0.04以下											0.004未満	
18 1,1,1-トリクロロエタン	mg/ℓ	1以下											0.0005未満	
19 1,1,2-トリクロロエタン	mg/ℓ	0.006以下											0.0006未満	
20 1,3-ジクロロプロペン	mg/ℓ	0.002以下											0.0002未満	
21 チウラム	mg/ℓ	0.006以下											0.0006未満	
22 シマジン	mg/ℓ	0.003以下											0.0003未満	
23 チオベンカルブ	mg/ℓ	0.02以下											0.002未満	
24 ベンゼン	mg/ℓ	0.01以下											0.001未満	
25 セレン	mg/ℓ	0.01以下											0.001	
26 1,4-ジオキサン	mg/ℓ	0.05以下											0.005未満	
27 クロロエチレン（別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー）	mg/ℓ	0.002以下											0.0002未満	
結果が得られた日	—	—											R7. 3. 3	
28 ダイオキシン類	pg-TEQ/ℓ	1以下											0.022	
水質悪化が認められた場合、措置を講じた年月日及びその内容														

※法定検査頻度 No. 1又は2：月1回以上、No. 3～28：年1回以上

